

【修学支援新制度による授業料等減免制度について】

1. 対象者について

以下の要件を全て満たしている学部生が対象となる。

なお、日本学生支援機構給付奨学金と認定要件は同じなので、採用候補者決定通知の「給付奨学金」の欄に「第〇区分」と記載がある新1年生は、既に対象者要件を満たしている。

① 国籍・在留資格に関する要件

次のいずれかに該当していれば要件を満たしている

- 日本国籍を持っている者
 - 特別永住者として日本に在留する人
 - 永住者として日本に在留する人及びその配偶者
- ※在留資格「留学」はこの制度の対象外となる。

② 大学等へ進学するまでの期間に関する要件

次のいずれかに該当していれば要件を満たしている。

- 高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない

例) 2018年3月に高校を卒業 → 2020年度末までに大学へ入学すれば対象
2017年3月に高校を卒業 → 2019年度末までに大学へ入学すれば対象

- 高校卒業程度認定試験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない人で、合格した年度の翌年度の末日から大学へ入学した日までの期間が2年を経過していない

例) 16歳となる2014年度から5年を経過していない2016年度に認定試験を合格し、2019年度末までに大学へ入学した人

③ 学業成績等に関する要件

【入学後1年を経過していない者（新1年生）】

次のいずれかに該当すれば要件を満たしている。

- 高校等の評定平均値が3.5以上であること
- 入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- 学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること（学修計画書の提出）

【入学後1年を経過している者（2年生以降）】

次のいずれかに該当すれば要件を満たしている。

- GPA等の順位が上位2分の1以上であること
 - 修得単位数が標準修得単位数（※）以上であること 及び
学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること（学修計画書の提出）
- （※標準単位数の目安：卒業必要単位数÷修業年限×申請者の在籍年数）

④ 家計の経済状況に関する要件

次のいずれにも該当すれば要件を満たしている。

□本人及び生計維持者（父母等）のそれぞれについて、以下の算式により算出された額を合算した額（減免額算定基準額）が下表のいずれかの区分に該当すること。

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除額＋税額調整額）

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	全額（267,900円）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	2/3減免（178,600円）
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	1/3減免（89,300円）

なお、収入に関する計算は日本学生支援機構が提供している「進学資金シミュレーター」で対象となるかどうかを大まかに調べることができる。

【HPリンク】<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



□資産（現金・預貯金・有価証券等）の合計額が、以下の基準額に該当すること

- ・生計維持者が2人：2,000万未満
- ・生計維持者が1人：1,250万未満

※資産の確認については申請者の自己申告によるものになる。

2. 継続申請について

授業料等減免対象者となり、次の学期以降も授業料減免を希望する場合は、「対象者の認定に関する申請書」ではなく、「認定の継続に関する申請書（以下、「継続申請」とする。）」を提出する必要がある。

継続申請の申請期間は以下のとおりを予定している。

- ・10月以降（後期）の授業料減免を希望する → 8月～9月
- ・4月以降（前期）の授業料減免を希望する → 2月～3月

なお、詳細な申請期間は各申請期間の直前に、掲示板、大学ウェブサイト等で周知を行う。

また、継続申請については以下のことに注意する必要がある。

- ・提出期間中に継続申請を学生支援グループまで提出しなかった場合、修学支援新制度による支援が「停止」することになり、継続申請の提出がなかった学期の授業料は減免されない。ただし、その次の継続申請提出期限内に継続申請を提出すれば、その次の学期から減免が再開される。（提出がなかった学期の授業料は遡って減免されない。）
- ・10月に家計要件の再判定をするため、前期と後期で区分に変更がある場合がある。なお、後期と次年度前期の区分判定は同じとなる。
例）2020年前期：第Ⅱ区分 → 2020年後期：第Ⅲ区分 → 2021年度前期：第Ⅲ区分

- ・3月に学業成績要件の再判定をするため、次年度は減免対象者とならない場合がある。

区分	学業成績の基準
廃止	次のいずれかに該当し、なお災害等やむを得ない事由があると認められないとき <ul style="list-style-type: none"> ・修業年限で卒業又は修了できないことが確定したとき ・修得した単位数の合計数が標準修得単位の5割以下 ・学修意欲が著しく低い状況にあると認められること ・「警告」の区分に該当する学業成績を連続して該当した
警告	次のいずれかに該当し、なお災害等やむを得ない事由があると認められないとき <ul style="list-style-type: none"> ・修得した単位数の合計数が標準修得単位の6割以下 ・GPA 順位等が下位4分の1の範囲に属する ・学修意欲が低い状況にあると認められること

※なお、「対象者の認定に関する申請書」提出の段階で「廃止」の区分に該当する場合は、支援の対象とならないことに留意すること。

3. 支援の停止について

休学をする場合や、家計要件がどの区分にも該当しなかった場合は支援の「停止」となる。復学する場合や、家計要件で再度区分に該当するようになった場合は支援の停止が解除されて、再度支援（授業料減免等）を受けることができる。

その他理由により、本人から支援の停止を希望する場合は「支援停止申請書」を学生支援グループに提出することで支援を停止することができる。再度支援を受けたい場合は、「停止解除（支援の再開）申請書」を提出することで、可能となる。

どちらの申請書も学生支援グループで配付している。

なお、減免対象者が学期途中で「休学」した場合、学期途中で支援が「停止」となるので、停止する月から学期末までの授業料を納付する必要がある。追加で発生した授業料を納付しない場合は、学則第44条第2号に伴い、「除籍処分」となるので注意が必要である。

例) 第I区分の減免対象者が7月1日から休学した場合

月	休学なしの場合	休学した場合
4月	0円	0円
5月	0円	0円
6月	0円	0円
7月	0円	44,650円 (267,900÷6)
8月	0円	44,650円
9月	0円	44,650円

133,950円を別途納付する必要がある

※本人が、学期途中が始期の「支援停止申請書」を提出した場合も同様。

4. 支援の廃止（認定の取消）について

虚偽申告等不正の手段で授業料減免を受けたり、懲戒として退学又は停学を受けたりした場合は授業料減免認定を取消されることになる。さらに、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免された授業料等を支払わなければならない。

また、3月に判定される学業成績要件で「廃止」の区分に該当すれば、同様に認定取消となる。

なお、授業料等減免対象者は「転入学等の場合を除き、過去に一度も減免対象者になったことがない者」が選考条件になるので、一度でも認定取消となった場合は二度と修学支援新制度による授業料減免を受けることができなくなる。（家計急変の場合も含む）

5. 家計急変の場合について

家計急変の事由は以下のとおりで、右欄に掲げる証明書類を提出できる場合が対象となる。

事由	証明書類
●生計維持者が <u>死亡</u>	・戸籍謄本（抄本） 又は ・住民票（死亡日記載）
●生計維持者が <u>事故又は病気</u> で半年以上、就労が困難	・医師による診断書 及び ・雇用主による病気休職に係る証明書
●生計維持者が <u>失職</u> （解雇等非自発的失業に限る）	・雇用保険受給資格者証 又は ・雇用保険被保険者離職票
●生計維持者が <u>震災、火災、風水害等に被災</u> した場合で、かつ次のいずれかに該当 ・上記3つの事由のいずれかに該当 ・被災により生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書

家計急変の場合は新規採用（在学採用）と異なり、随時受け付けている。

ただし、原則急変事由が発生してから3カ月以内の申込が必要となる。

家計急変の事由が発生したと思われた場合、すぐに学生支援グループへ相談をすること。

(問い合わせ先)

広島市立大学 学生支援室 学生支援グループ

〒731-3194 広島市安佐南区大塚東3丁目4番1号

TEL : 082-830-1522

E-mail : gakusei@m.hiroshima-cu.ac.jp